



教育訓練給付制度指定講座（専門実践教育訓練）
を運営する教育訓練施設 宛て

厚生労働省職業能力開発局
キャリア形成支援課

平成 29 年 10 月 1 日付けの専門実践教育訓練講座指定の
申請にかかる留意点について（お知らせ）

平素より教育訓練給付制度関係業務の円滑な運営に格段のご配慮をいただき、厚く御礼を申し上げます。

平成 29 年 10 月 1 日付けの専門実践教育訓練講座指定につきましては、4 月 17 日に申請の受付を開始しているところですが、今回の申請より、今般の告示改正（平成 29 年 4 月 17 日厚生労働省告示第 180 号）等に基づき、指定の基準に従前からの変更点がありますので、その申請にあたっては、下記の主な変更点にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、専門実践教育訓練講座の期間は指定より 3 年間であり、引き続き指定を希望する場合は、再指定の申請が必要となります。平成 26 年 10 月に指定を受けた教育訓練施設におかれては、平成 29 年 9 月末をもって指定期間の満了を迎えますので、再指定を希望する場合は、今回 5 月 19 日の申請期限までに申請をすることを忘れなきよう、併せてご留意願います。

※ 詳細は、厚生労働省ホームページに掲載されている教育訓練施設向けのパンフレットをご覧ください。

記

1. 従前の指定基準では、再指定の際に「前回指定期間に教育訓練給付金の支給実績があること」を要件としていたが、この要件については当分の間、支給実績がない（受給者がいない）ことの要因分析及びこれを踏まえた今後の講座運営の改善方針の提出を求めた上で、「前回指定期間に当該教育訓練を修了した者がいること」をもって代えることができる（※）こと。
※ この場合においても新規指定時と同様に「就職・在職率：80%以上」、「資格試験合格率：全国平均以上」等の課程類型ごとの要件を最新の実績に基づき満たすことが再指定にあたって必要になります。
2. 情報通信技術に関する資格であって中長期的なキャリア形成に資するもののうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして IT スキル標準（ITSS）レベル 4 相当以上の資格の取得を目標とする課程については、従前の指定基準において「訓練時間が 120 時間以上かつ期間が 2 年以内」を要件としていたところ、当該要件を「訓練時間が 30 時間以上かつ期間が 2 年以内」に改めること。
3. IT 技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うこと等を要件として、通学を伴わない e-ラーニングの講座も指定対象とすること（一般教育訓練も同様）。